

# ミックウェア倫理・行動基準

## 1. はじめに

1.1 日本の法律に基づき設立された株式会社である株式会社ミックウェア（以下、子会社を含め「当グループ」という）の取締役会は、適用される法令・規則・規制および最高水準の行動基準に従い、当グループの事業運営を行うことを約束します。本倫理・行動基準（以下「本基準」という）は、幅広い業務執行および手続きを対象とします。発生しうるあらゆる問題を網羅するものではありませんが、当グループのすべての取締役、役員、従業員（以下「役職員」という）が従うべき基本原則を定めます。当グループは本基準を以下の目的で採用します：

- (a) 誠実かつ倫理的な行動を促進すること（現実に発生し、もしくは発生していると思われる利益相反の倫理的な取り扱いを含む）
- (b) 株主とのコミュニケーションにおいて、十分でありなおかつ、公正、正確、適時であり、理解しやすい開示を促進すること（米国証券取引委員会（以下「SEC」）および当グループが行うその他の公的コミュニケーションへの提出報告書を含む）
- (c) 適用される法令・規則・規制の遵守を促進すること（SEC および NASDAQ Stock Market LLC（以下「NASDAQ」）の規則・規制を含む）
- (d) 機密情報を含む当グループ資産の保護を促進すること
- (e) 公正な取引慣行を促進すること
- (f) 不正行為を防止すること
- (g) 本基準の遵守に対する責任を明確にすること。

1.2 すべての役職員は、本基準の内容を熟知し、その規定を遵守するとともに、第 15 条に定める通り、違反の疑いがある事案を報告する義務を負います。

## 2. 誠実かつ倫理的な行動

2.1 当グループは、業務を誠実かつ倫理的に遂行することにより、高く信頼される企業となることを方針とします。本基準は、当グループにおいて、正社員であるか、非常勤、顧問、または一時的に勤務するかを問わず、当グループのすべての役職員に適用されます。

2.2 各役職員は、会社の顧客、サプライヤー、パートナー、サービスプロバイダー、競合他社、従業員、および職務遂行中に関係するその他すべての人々との取引において、誠実に行動し、最も高い水準の倫理行動基準を遵守しなければなりません。

## 3. 利益相反

3.1 利益相反とは、各個人の私的利益（またはその家族の利益）が、会社全体の利益と相反する、あるいは相反していると思われる場合に生じます。役職員（またはその家族）が、その会社での職務を合理的かつ効果的に遂行することを困難にする可能性のある行動を取ったり、利益を有したりする場合に、利益相反が生じることがあります。また、役職員（またはその家族）が、会社における地位を利用して不適切な個人的利益を得る場合にも利益相反が生じます。一般的に、以下の事項は利益相反とみなされ

ます：

(a) 競合事業

役職員は、当グループと競合する事業、または当グループから事業を奪う事業活動に従事してはなりません。

(b) 企業機会

すべての役職員は、機会が生じた際に会社の利益を促進する義務を負います。役職員は、会社の資産、財産、情報、または地位を利用して発見した機会を、個人的に（または友人や家族の利益のために）利用してはなりません。役職員は、会社の資産、財産、情報、または地位を個人的な利益（友人や家族の利益を含む）のために利用してはなりません。

(c) 金銭的利害関係

i.	ある利害関係が当人の会社での職務または責任の遂行に悪影響を及ぼす場合、または会社の勤務時間中にある利害関係に時間を割かなければならない場合、そのような金銭的利害関係（所有権その他）をいかなる役職員も有してはなりません。直接的にはもちろん、当配偶者その他の家族を通じ間接的な場合であっても。
ii.	役職員は、当グループと競合する非公開会社の持ち分を保有してはなりません。ただし、役職員は、当グループと競合する上場企業の5%未満の持ち分を保有することは可能です。その場合であっても、当該上場企業における当該者の持ち分が5%以上に増加した場合、当該者は直ちに当該持ち分を当グループの管理部門（以下「 <b>管理部門</b> 」という）に報告しなければなりません。
iii.	役職員は、当グループの重要な顧客、サプライヤー、または競合他社である企業から、個人債務の貸付または保証を受けること、またはその他の個人的な金融取引を行うことはできません。ただし、一般の銀行その他の金融機関との通常取引は本ガイドラインで禁止されません。当グループによる従業員またはその家族への貸付、または当該債務に対する保証は特に懸念事項であり、事実関係や状況によっては、当該貸付または保証の受益者に対する不適切な個人的利益となる可能性があります。
iv.	（管理部門の事前承認がない限り、）役職員は、当人の当グループにおける職務において、当該会社と当グループの業務に関しての管理または監督が含まれる場合、当グループと業務関係にある会社の持ち分を保有してはなりません。

(d) 取締役会・委員会への就任

役職員は、当グループの利益と合理的に衝突すると予想されるいかなる団体（営利・非営利を問わない）の取締役会、理事会、または委員会に就任してはなりません。役職員は、かかる取締役会・委員会職を受け入れる前に、監査役会の事前承認を得なければなりません。当グループは、当該役職における当人の職務遂行が引き続き適切であるか否かを判断するため、いつでもその承認を見直すことができます。

3.2 利益相反が存在するかどうか、または将来存在する可能性があるかどうかは不明確な場合があります。第3.3項および第3.4項に規定される場合を除き、利益相反は回避する必要があります。

3.3 取締役および執行役員以外の者が、潜在的な利益相反について疑問を抱いた場合、または現実に、あるいは潜在的な利益相反を認識した場合は、その件について管理部門と協議し、管理部門の判断および事前の認可または承認を求めるものとします。役員または管理者は、問題となる利益相反が存在するかどうかを判断したり、利益相反事項を承認・認可したりする前に、まず当該活動の内容を書面で管理部門に説明し、管理部門の書面による承認を得なければなりません。そうではなく役員または管理者自身が潜在的にまたは現実に利益相反に関与している場合は、管理部門と直接協議しなければなりません。

3.4 取締役および執行役員が、潜在的な利益相反について、判断、事前承認または承認を求める場合は、監査役会が対応します。

#### **4. コンプライアンス**

4.1 役職員は、当グループが事業を展開する都市、州、国における適用されるすべての法令、規則、規制を、その文字と精神の両面において遵守しなければなりません。

4.2 すべての役職員が、適用されるすべての法律、規則、規制の詳細を把握している必要はありませんが、適切な担当者から助言を求めるべき場面の知識を持つことが重要です。コンプライアンスおよび本基準に関する質問は、管理部門に問い合わせてください。

#### **5. 開示**

5.1 当グループは SEC その他の規制当局に提出する報告書・書類の内容および開示事項、並びにその他の公開情報について、適用される開示基準（必要に応じて重要性の基準を含む）に従い、十分かつ公正、正確、適時、かつ理解可能であるように努めております。当グループに関する重要情報は速やかに開示されなければなりません。

5.2 SEC に提出する当グループの定期報告書その他の書類（すべての財務諸表およびその他の財務情報を含む）は、適用される連邦証券法および SEC 規則に準拠する必要があります。

5.3 当グループの財務諸表およびその他の財務情報の作成または検証に何らかの形で関与する役職員は、当グループの財務諸表、記録、および帳簿が正確に維持されていることを確保しなければなりません。役職員は、当グループの経理部門および内部監査部門、並びに監査法人、顧問弁護士と全面的に協力しなければなりません。

5.4 会社の開示プロセスに関与する役職員は、以下を遵守しなければなりません：

- (a) 当グループの開示を統制する手続き、および財務報告に係る内部統制を理解し従うこと
- (b) SEC への提出書類および当グループの財務状況・事業状況に関するその他すべての公開情報について、十分かつ公正、正確、適時、かつ理解可能な開示が提供されるよう、必要なすべての措置を講じること

#### **6. インサイダー取引**

米国連邦および適用される日本の証券法は、証券の売買を行う者同士が、取引対象となる企業に関する重要情報に平等にアクセスできるべきであるという前提に基づいています。したがって、証券法は一般的に、投資家が相手方に提供されていない内部情報に基づいて証券を売買することを禁じております。

内部情報に基づいて取引を行い、または他者が取引できるようにこの情報を伝達（または漏洩）した役職員は、刑事および民事罰の対象となる可能性があります、さらに、当グループまたはその役員が、役職員によるインサイダー取引を防止するための適切な措置を講じなかった場合、多額の刑事罰を含む重大な法的対応に直面する可能性があります、それらのインサイダー取引違反は深刻な結果をもたらします。

(a) 会社に関する重要かつ非公開（すなわち内部）情報を持つ役職員は、当該内部情報が公に開示されてから相当期間が経過するまで、会社の株式・証券を売買してはなりません。役職員は、特定の指定期間（「取引可能期間」）にのみ会社の株式・証券を取引することが認められており、また会社の株式・証券を取引する前に管理部門から事前の承認を得る必要があります。また、当該情報が公に開示された後、合理的な期間が経過するまで、社外の第三者に内部情報を開示してはなりません。

(b) さらに、重要な内部情報を保有している間は、他者に当社証券の売買を勧めることは一切適切ではなく、禁止されています。

(c) 当グループはさらに、役職員が、当社証券を「空売り」したり、当社株価の下落に基づいて利益を得るその他の取引を行ったりすることを禁止しています。

(d) 当グループはまた、すべての役職員が、当社証券に関する投機的取引を行うことを禁止します。

(e) 本規則は、他社（例えば、当グループの顧客、競合他社、および潜在的なビジネスパートナーを含む）に関する重要な非公開情報の利用にも適用されます。

(f) 本規則は、役職員自身に加え、その配偶者、子供、および同居するその他の家族にも適用されます。

(g) 詳細はインサイダー取引防止規程に定めます。

## **7. 会社の資産の保護および適正な使用**

7.1 すべての役職員は、会社の資産を保護し、効率的に使用することを求められます。横領、過失、および浪費は会社の収益性に直接影響を及ぼすため、禁止されています。

7.2 会社の資産はすべて、正当な業務目的でのみ使用してください。詐欺や窃盗の疑いがある事案は、直ちに報告し調査を受けてください。

7.3 会社の資産を保護する義務には、会社の機密情報が含まれます。機密情報には、営業秘密、特許、商標、著作権などの知的財産権に加え、事業計画・マーケティング計画、技術・製造上のアイデア、設計、データベース、記録、および非公開の財務データや報告書などが含まれます。これらの情報の無断使用または配布は禁止されており、違法行為となり民事または刑事上の罰則の対象となる可能性があります。役職員が、職務遂行の過程において、または主に当グループの資産や資源を用いて勤務中に開発したすべての発明、創作物、コンピュータソフトウェア、技術的または営業上の秘密は、当グループの財産です。

## **8. 会社記録**

すべての会社記録は、すべての重要事項について、完全、正確かつ信頼性のあるものでなければなりません。虚偽または誤解を招く記載を行う正当な理由は一切存在しません。資金、支払い、および受領を未開示または未記録とすることはできません。役職員は、当グループの記録管理方針を理解し遵守する必要があります。

## **9. 守秘義務**

役職員は、当グループまたはその顧客、供給業者、パートナーから委託された情報の機密性を保持しなければなりません。ただし、開示が明示的に許可されている場合、または法律で要求または許可されている場合を除きます。機密情報には、開示された場合に当グループの競合他社に利用される可能性のある、または当グループ、その顧客、供給業者、パートナーに損害を与える可能性のある、すべての非公開情報（情報源を問わず）が含まれます。

## **10. 公正な取引。**

役職員は、業務遂行上関係する当グループの顧客、サプライヤー、パートナー、サービス提供者、競合他社、従業員、その他あらゆる関係者に対し、公正に取引しなければなりません。役職員は、操作、隠蔽、保護された情報の乱用、事実の虚偽表示、その他の不公正な取引慣行を通じて、不当に有利な立場を得ることはできません。

## **11. 差別およびハラスメント**

当グループは雇用に関するあらゆる側面において機会均等を確認として提供し、人種、民族、宗教、性別、年齢、国籍その他の保護対象の属性に基づく差別やハラスメントを一切容認しません。

## **12. 健康と安全**

当グループは従業員一人ひとりに安全で健康的な職場環境を提供するよう努めています。役職員は全員、安全衛生規則と慣行を遵守し、事故、負傷、および安全でない設備・慣行・状況を報告することにより、全従業員のための安全で健康的な職場を維持する責任を負います。暴力および脅迫的行為は一切認められません。役職員は、違法薬物やアルコールの影響下にある状態で就業することは禁じられており、職務を適切に遂行できる状態で業務にあたる必要があります。職場における違法薬物の使用は一切容認されません。

## **13.反社会的勢力との関係**

当グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与しません。

## **14. 腐敗防止**

当グループは、当グループ及びその役職員が企業活動において日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA: Foreign Corrupt Practices Act）等の各国の贈賄規制法制を十分に尊重し、それらを遵守することを徹底いたします。当グループの役職員は、所在する国又は地域における贈収賄に関する法令を十分に確認し、これに違反しないよう注意しなければなりません。

14.1 すべての役職員は、公務員又は公務員と密接な関係を持ち実質的に公務員に準じる者に対して、直接または外注委託先、エージェントもしくはコンサルタント等の第三者を通じ、営業上の不正の利益を得るために、金銭その他の利益を供与し、または供与の申込または約束をしてはなりません。

14.2 公務員等から前項の行為を要求された場合は、明確にこれを拒絶し、状況に応じて関係当局に通報します。

14.3 当グループの役職員は、公務員等以外の者に対して、適法かつ一般的なビジネス慣習の範囲を超えて、金銭その他の利益を供与し、または供与の申込または約束をしてはなりません。

14.4 当グループ及びその従業員等は、取引先等の社外者から適法かつ一般的なビジネス慣習の範囲を超える金銭その他の利益の供与を受けてはなりません。

14.5 当グループは贈収賄防止の教育を、研修等を通じて、継続的に実施し、その教育の内容は、関連法令、本方針及び社内規程の理解を基本としつつ、贈収賄の具体例を交えた実践的な内容とします。

## 15. 報告と対応

### 15.1 違反の報告と調査

(a) 本基準で禁止されている行為を行なわれた場合は、当グループの管理部門、内部通報窓口またはコンプライアンス委員会に報告しなければなりません。

(b) 禁止行為の疑いに関する報告を受けた後、当グループの管理部門またはコンプライアンス委員会は、調査に必要なあらゆる適切な措置を速やかに講じなければなりません。

(d) すべての役職員は、不正行為に関する内部調査に協力することが求められます。ここに禁止する事象に該当しているかもしれないという懸念がある場合には、事前に管理部門に相談しなければなりません。

### 15.2 対応

(a) 会社は、本基準の違反に対して迅速かつ一貫した措置を講じなければなりません。

(b) 本基準違反の認定を受けた場合、当グループの管理部門は、異動、降格、解雇を含む適切と判断する予防的または懲戒的措置を講じるとともに、犯罪行為その他の重大な法令違反があった場合には、適切な政府当局への通報を行います。

(c) 当グループの管理部門は、報告された事案に関する事案報告書、禁止行為と認定された事案の詳細、および予防的または懲戒的措置をまとめ、少なくとも四半期に一度、取締役会および監査役会に報告しなければなりません。さらに重大な事案については、直ちに取締役会及び監査役会に報告することとなっております。

### 15.3 免除

(a) 取締役会は、その裁量により本基準に反する行為について、適用を免除することがあります。

(b) 取締役、経営役員または業務執行役員に対する免除は、SEC および NASDAQ のルールに従って開示します。

### 15.4 報復の禁止

当グループは、本行動基準の違反について、その事実を知っている、あるいはその疑いがあることを誠実に報告した役職員に対する報復行為を容認しません。